

# 米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)策定基本方針

(平成27年4月6日米子市地方創生推進本部決定)

## 1 趣旨

国においては、まち・ひと・しごと創生法が制定され、人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、今後5か年の政策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されたところである。

本市においては、平成17年の合併以降の人口は15万人程度を維持してきたところであるが、今後は人口が減少に転じ、少子化・高齢化が一層進展することが見込まれており、人口減少の克服、地域経済の活性化や活力ある地域社会の形成などが課題となっている。

そこで、まち・ひと・しごと創生法に基づき国及び鳥取県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、市の実情を踏まえ、直面する課題に総合的かつ計画的に取り組むため、米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する。

## 2 策定内容

### (1)米子市人口ビジョン(仮称)

本市の人口の現状分析を行い、今後目指すべき将来の方向性や人口の将来展望を示す長期的なビジョンとして策定する。

### (2)米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)

米子市人口ビジョンを踏まえ、今後5か年の施策の基本目標や基本的方向、具体的な事業をまとめた計画を策定する。

## 3 対象期間

### (1)米子市人口ビジョン(仮称)

国の長期ビジョンを踏まえ、平成72年(2060年)までを対象期間とする。

### (2)米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)

計画期間は、平成27年(2015年)度から平成31年(2019年)度までの5か年とする。

## 4 主な検討項目

国・県の総合戦略を勘案し、下記の政策分野ごとに、本市の実情に応じた検討を行う。

(1)地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する

(2)本市への新しい人の流れをつくる

(3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(4)広域連携を推進し、圏域の一体的な発展をはかる

## 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略

### 〔政策の基本目標〕（4つの基本目標）

- ①地方における安定した雇用を創出する
- ②地方への新しいひとの流れをつくる
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

## 5 推進体制

### (1) 庁内組織

#### ①米子市地方創生推進本部

総合戦略の策定に関して必要な事項について、全庁的な視点から方針及び施策等を検討する。本部のもとに幹事会、ワーキングチームを置く。

#### ②米子市地方創生推進本部幹事会

本部提出議案の事前調整を行う。

#### ③よなご創生 U40 職員提案チーム

若手職員の柔軟な発想や提案を求め、総合戦略に反映させる。

### (2) 外部組織

#### 米子市地方創生有識者会議

有識者等(10人程度)で構成する推進組織を設置し、総合戦略の策定に関し外部の意見を求める。

## 6 策定期期

平成27年10月末を目途

## 7 その他

- (1)総合戦略の策定に当たっては、現在策定中の第3次米子市総合計画との整合性を図るものとする。
- (2)総合戦略は、PDCAサイクルに基づき、実施した施策や事業の効果を検証の上、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (3)この策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。